

意見の概要とそれに対する市（行政）の考え方

【条例の必要性】 57件

＜条例に賛成＞ 48件

（条例に賛成） 39件

※番号はいただいた総件数406件のご意見を内容別に分類整理するために便宜的につけたものです。

番号	意見の概要	市の考え方
1～ 39	・まちづくりの主役は市民であり、様々な活動をより実りあるものにするという主旨に賛同する。（39件） （条例に感動、感激） 2件	まちづくりに大きな役割を果たすことが期待される市民活動を支援・促進するための基本理念や施策等について条例で定めることにより、市民、事業者及び市が協働してまちづくりを担うとともに、市民活動がその特性・特長を生かすことができるような環境づくりを進め、豊かで魅力あるまちづくりを目指していきたいと考えています。
40～ 41	・こうした条例が考えられていることに感激した。（2件） （条例の早期成立を求む） 7件	
42～ 48	・条例の早期制定を望む。（7件）	

＜条例に反対・疑問＞ 8件

（市民活動の促進は賛成だが、条例は必要ではない（自由な活動を縛らない配慮が必要）） 6件

番号	意見の概要	市の考え方
49～ 53	・自主的な活動であるはずの市民活動を条例で縛る必要性が感じられない。（5件）	札幌市としましては、条例に盛り込まれた各施策の実施により、市民活動がより一層活動しやすくなるような環境づくりを目指してまいります。活動されている方々を規制する、あるいは強制的に活動に参加を求めることは一切ございませんので、ご理解、ご協力をお願いいたします。
54	・条例は新しい考え方だとは思いますが、市民が進んで条例素案を望み、賛成するだろうか。	

（市民活動は重要ではない） 2件

番号	意見の概要	市の考え方
55	・市民活動を促進することが、まちづくりにとってそんなに重要な要素とは思わない。	今年度実施した市政世論調査において、約93%の方が地域コミュニティによる活動は必要であると考えていると回答されています。 また、昨年、内閣府において実施した世論調査においては、現状ではNPO活動に参加したことがある方は約7%しかいないのに対し、今後については約44%の方が活動に参加したいと回答しております。 このことから、町内会をはじめとした地域コミュニティ活動やNPOなどの新しい担い手による活動などといった市民活動は市民にとって重要な役割を担っているものと考えられます。 札幌市においても福祉、子育て、環境などのさまざまな分野で市民活動が活発に行われており、市民活動の専門性や固有のノウハウをまちづくりに生かしていくことは必要と考えています。 この条例の制定により、より一層、市民活動が促進され、これまで以上に、我々行政が担いきれない市民の多様なニーズに応えることができるようになり、魅力あるまちづくりに資することができると考えております。
56	・市民活動の促進の必要性を明示してほしい。	

<その他> 1件

番号	意見の概要	市の考え方
57	・ 条例案には活動している人の意見をもっと取り入れてほしかった。	条例案の作成に当たっては、市民会議である市民活動促進条例検討協議会の協議、市民アンケート調査及び市民活動団体アンケート調査等、ホームページ、さらに今回の市民意見の募集など、これまで市民の意見を聴く機会をできるだけ設けてきたところです。

【条例制定後の効果について】 16件

番号	意見の概要	市の考え方
58	・ 条例よりも、道職員、市職員のOBが先頭に立ち、住みよい社会をつくりあげていく意識を各自に植え付ける方が先決。	「市民の役割」では、市民活動に関する理解を深め、市民活動の促進に協力するよう努めるものとして定めており、市民それぞれができることから実践する趣旨となっています。道職員、市職員OBも市民であることから、これらの規定に基づき、積極的に市民活動、まちづくり活動に参加することを期待しているところです。
59	・ 市はもっと市民全体に負担をかけるのではなく、本当のサービス活動は何かを考えてもらいたい。	市民活動の促進により行政サービスが削減されるというよりも、行政サービスの質的転換と考えています。具体的には、今まで直接行政が取組んできたような分野についても、市民活動が代わってその公共サービスを担うということが出てくるので、その場合、行政の関わり方として、そのような市民活動が活発になるような環境づくりや条件整備に努めることが必要と考えています。
60	・ 条例制定前に、まずすべきことがある。(行財政のスリム化→遅い、第3セクターの見直し、各種助成金の必要性等の見直し、市職員の手当等の見直し、税金は市または市職員のものとの認識を正す、地域的的確な情報のデータベース化と共有、市議会議員のモラル向上)	札幌市の財政は非常に厳しい状況にあることから、これまでも「市役所改革プラン」の中で様々な見直しを行っているところであり、ご指摘の内容も含め今後とも行っていく必要があると考えております。 一方、昨今の多様化、高度化している市民ニーズに対しては、行政だけでは対応しきれない状況になっており、市民活動をこれまで以上に促進する必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
61	・ 条例ができた後の、市民の理解や関心に気を配ってもらいたい。	ご意見にございますとおり、条例制定後の団体への支援策の実施及び市民の皆さんの理解を得るための取り組みが重要であると考えておりますことから、条例制定後には条例のPRに努めてまいります。
62	・ 条例の策定により、各団体の連帯感や相互理解等が深まる。	市民活動を行う団体・個人の連携・協力がより一層進むように、条例にある施策を実施し、市民活動が促進される環境づくりに努めます。
63～70	・ 条例の制定により、まちづくりに参加しやすくなることを期待する。(8件)	条例の制定により、子どもから高齢者まで、幅広い市民が市民活動への理解と関心を深め、それぞれの事情に応じて、市民活動への支援、協力、参加を行っていきけるような環境づくりを行っていきたいと考えています。
71	・ 条例は市民や事業者を巻き込んだ協働をうたっており、策定後の市の対応に期待する。	
72	・ 町内会として、条例での支援に期待している。	
73	・ パブリックコメントがアリバイにならないよう、条例策定後の実質的な取組に努力してほしい。	

【条例や市民活動全体の普及啓発について】 14件

番号	意見の概要	市の考え方
74～ 85	・市民活動を推進するために、既存のPR媒体にとらわれず幅広いPR活動ができるよう、援助等をお願いしたい。(12件)	ご意見のとおり、条例自体のPRをはじめ、条例が支援の対象としている市民活動のPR、寄附及び基金のPRなど、多くの市民及び事業者の理解と賛同を得るためには、効果的にPR活動を行っていくことが必要と考えております。 具体的には、広報誌など既存の手段に加え、ホームページでのニュースやイベントの活用など様々な方法により、市民の皆さんにわかりやすい情報を迅速に提供し、できるだけ多くの方のご理解、ご協力を得られるよう努力してまいりたいと考えております。
86	・町内会の機能が失われつつある中で、市民に自治の意識や行為や費用負担の意識を根付かせられるかが、この条例の成功を左右すると思う。	本条例だけではなく、先に成立した自治基本条例に基づき、市民の皆さんが主役の市政運営を行なっていく中で、一層の市民活動の活発化を図ってまいりたいと考えております。
87	・PRはターゲットを絞って行うべき。高齢者から若年層まで、世代に応じたPRをしてほしい。	年齢や市民活動への参加経験などによりそれぞれ求められている情報に差異があると考えていますので、それぞれの方にあったPR方法について検討していきたいと考えております。

【条例全体に対する意見・要望】 13件

(市民の参加、支え合いのできる環境の醸成に期待) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
88～ 89	・一部の人の働きをあてにした活動を増やすのではなく、活動する人が広がり1人あたりの負担が軽減するような方向で進めてほしい。(2件)	市民活動の促進、更なる活発化のためには、担い手の裾野を広げることが大切であると考えていることから、条例の中でも「市民活動を担う人材の育成に必要な環境づくり」に努めることとしております。
90	・市民がお互いの力を合わせて支え合えるよう、市民一人ひとりの力を大きくして行ってほしい。	

(条例の推進に必要なこと) 4件

91	・情報の敏速な収集とニーズにあった思いやりある活動が大切。	「情報の支援等」では、市は必要な情報の収集を行い、積極的に提供するものとしています。
92	・スムーズに連携、協働するために、人の意識改革が基本となる。	「基本理念」の中で協働の原則について明記しています。
93	・市民、事業者、行政の協働が必要条件であり、その協働活動に関しての一定のルールが必要である。	
94	・地域密着の町内会と、テーマ別のNPOがうまく溶け込めるような仕組みがあればよい。	町内会とNPOは共に公共的な課題に自発的に取り組んでいるという共通項があります。また、両者がある特徴を活かしつつ、互いに連携しながら活動することが、これからの札幌市のまちづくりにとって非常に重要なことであると考えていますので、本条例に基づく支援策を実施していきたいと考えております。

(否定的な見解) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
95	・促進条例は計画策定以前の問題。NPO等、特定の活動団体にのみ限定しないよう熟慮してほしい。	条例では団体に着目するのではなく、活動に着目して支援することとしているので、条例で定める市民活動の定義に合う活動に対しては、広く支援する趣旨です。
96	・人によって違う価値観で動いている市民活動に対して、市長が何を基準に決定、予算を与えるのか、具体的でない。	条例の趣旨を踏まえ、ご指摘の点については別途規則や要綱で定めることとなります。基金による助成に関しての詳細についても、要綱の中で、審査基準等について盛り込みます。
97	・条例に札幌らしさが全く感じられず、行政にとって都合のよい条例になっていないか。	条例の札幌らしい内容として、この条例では団体ではなく、活動に着目して支援するという、基金を通じて寄附文化の醸成を図ること、市民、事業者及び市が市民活動の促進に関し意見交換を行う市民活動促進テーブルを設置することがあります。 これらの取組により市民活動は「市民にとってより身近で、そして、みんなで支えていくもの」という共通認識を市民の皆さんの間に広め、市民活動団体が活動しやすい環境づくりを行なっていくこととしております。

(表現について) 1件

番号	意見の概要	市の考え方
98	・運用後の見直しが重要と考えられることから「必要に応じて改定を行う」旨を記載してほしい。	この条例は、市民活動の促進に関する理念的な事柄や施策の基本的事項を中心に書いており、具体的な施策は、時代の変化や市民ニーズを踏まえ基本計画の中で定めていくこととしています。そのため、特に見直し条項は置いていません。

(その他) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
99	・条例で町内会への支援をもっと具体的に考えてほしい。	市民活動を行う団体の中には、町内会も入っているもので、条例で定義する市民活動に合致する活動については、他の市民活動を行う団体と同様、支援の対象になるものであります。 このことからこの条例で設置する基金による助成金についても、町内会の活動が対象となる場合があり、また、活動の場、情報提供、人材育成の面においても様々な支援策を講じることであります。
100	・一生懸命ボランティア活動をしている人を、何らかの方法で表彰してあげられるとよい。黙々と地域のために動く人を調査して、表に出してあげてほしい。	ご意見を踏まえ、市民活動を行う団体・個人がそれぞれ励みになるような方策について検討していきたいと考えています。

【条例中の表現について】 15件

(もっとわかりやすい表現・内容にしてほしい) 13件

番号	意見の概要	市の考え方
101 112	・素案をもっとわかりやすくして、まちづくりセンター等を通じて、地域、町内会へ広め、理解を進める体制が必要。(12件)	条例については、法律規範として、規定しようとする内容を正確に記述するため、どうしても表現に硬さが出ることは避けられません。条例のPRの際には、多くの市民がわかりやすく親しみの持てるパンフレット、チラシ、ホームページ等の作成に留意し、まちづくりセンター等を通じた分かりやすい情報提供や積極的な支援を行うことで、市民の皆さんのご理解とご協力を得られるよう努力してまいります。
113	・条例の文脈は、地域自治と乖離したテーマ型市民団体の活動に偏ったものと思われ、表現の見直しが必要ではないか。	

(用語について) 2件

114	・協働、寄附文化等の新造語は不快。	協働や寄附文化という言葉はすでに国の審議会や報告など、さまざまな媒体にも登場している言葉であり、他都市の条例でも使用されている用語です。
115	・「協働」という言葉がひとり歩きし、市民が札幌市の出先機関になるのではないかと危惧している。	市は市民活動の自主性・自立性を尊重し、支援していきます。

【1 豊かで活力ある地域社会の実現のために(総則・定義)】 31件

<目的について> 3件

番号	意見の概要	市の考え方
116	・まちづくりへの参加を成功させるためには、他の施策の充実との関連を重視、追求する必要があるが、まちづくりを後回しにせず、生活改善の方向で促進することが肝要である。	「豊かで活力ある地域社会」は、市民活動の促進によって、市民、事業者及び市が共に創り上げていくものであると考えております。この言葉が持つ意味としては、誰もが暮らしやすい、生き生きと生活できる地域社会というイメージを考えていただければと思います。
117	・条例の目的が漠然としている。もっと具体的な目指す札幌像が必要ではないか。	
118	・「豊かで活力ある地域社会」とは具体的にどのような地域社会か。	

<定義について> 23件

(市民の定義について) 1件

番号	意見の概要	市の考え方
119	・市民の定義で、市内に住所を有していれば、住民票等の場所は関係ないのか。	この条例の「市民」は、札幌市自治基本条例第2条第1項に定義する「市民」と同じく、「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」を意味します。市内に現に居住している場合は、住民票上の住所に関わらず、この条例では「市民」となります。